

Japan tax alert

EY税理士法人

米国、自動車業界向けの 暫定実施ガイダンスと代替 経過措置制度を発表： 7月1日のUSMCA発効準備

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

米国、メキシコ、カナダ各国が米国-メキシコ-カナダ協定(以下、「USMCA」または「協定」)の批准を完了し、同3カ国による4月の正式通知により、7月1日に発効します。

USMCAの実施に備えて、米国税関(以下、「CBP」)はUSMCA暫定実施ガイダンスを公表しました。¹

ガイダンスには、一般的な内容に加え、繊維製品および自動車製品に関わる詳細事項が記載されています。最終的な実施ガイダンスは、7月1日の発効前に公表され、今回公表された暫定実施ガイダンスは、米国連邦規則集(以下、「CFR」)182の一般的な注記11および19の発行までに変更される可能性があります。貿易業界向けのガイダンスの公開も予定されています。²

詳細

USMCAの交渉は2017年8月に始まり、1994年1月より発効している北米自由貿易協定(以下、「NAFTA」)の修正に焦点を当ててきました。新しい協定には、知的財産(IP)保護、eコマース規制、繊維製品および自動車製品に関わる原産地規則の変更が含まれ、僅少(de minimis)規定の閾値が7%から10%に引き上げられました。

CBPから公表された暫定実施ガイダンスは、これらの変更のいくつかが正式な統一規則(Uniform Regulations)の発表前にどのように施行されるかを明らかにしています。

特筆すべき一般的ガイダンス:

- ▶ USMCAの新しい特別プログラムインジケーター(SPI)は「S」になります。輸入者は、輸入時に優遇措置の適用を申請する際にこのインジケーターを使用する必要があります。
- ▶ NAFTAからの変更点としては、USMCAでは標準の原産地証明書(以下、「COO」)のフォーマットを設けていませんが、ガイダンスでは必要最小限のデータ要素を掲載しています。また、輸入者も独自のCOOを作成できるようになりました。当然のことながら、優遇措置の適用を申請する場合、輸入者は引き続き適切な文書を維持することが求められます。
- ▶ 輸入時に優遇措置を申請する場合、商業貨物税関使用料(Merchandise Processing Fee、以下、「MPF」)は引き続き免除されます。ただし、輸入時に製品が北米原産であると申告しなかったなどの場合は、輸入後に申請を行ったとしてもMPFは返金されません。
- ▶ 特定の農産物を除いて、表示規則は原産性規則とは異なります。別の言い方をすれば、輸入製品にカナダまたはメキシコ産品として表示されない場合であっても、USMCAに基づく優遇を受けられる可能性はあります。
- ▶ 輸入者が原産地の誤りに気付いてから30日以内に申告を訂正した場合、優遇税率の誤った適用につき罰則の対象にはなりません。ただし、関税とMPFを支払う必要はありません。

繊維製品に関する特筆すべきガイダンス:

- ▶ ヤーンフォワード(糸基準)アプローチでは、糸と中間生地が協定国を原産とし、協定国において衣類の最終的な裁断と縫製が行われる必要があります。
- ▶ 織物とその他のセットは、セット内のすべての構成内容が(北米)原産品と認められる場合、またはセット全体の国外付加価値の組込率が10分の1を超えない場合(つまり、セット全体が僅少規定を満たしている場合)のみ、USMCAの対象となります。
- ▶ 供給不足の商品について特別な規則が定められており、必要不可欠な糸と原繊維を協定域内でタイムリーに調達できない場合、織物がUSMCAに基づいて(北米)原産とされる可能性があります。

自動車製品に関する特筆すべきガイダンス:

▶ 労働付加価値割合要件

USMCAは、自動車メーカーが部材の特定の割合が高賃金労働者によって生産されたものであることの証明を要する労働付加価値割合(Labor Value Content、以下、「LVC」)計算を導入しています。3年間で段階的に割合が高くなり、最終的には少なくとも乗用車の場合は40%、トラックの場合は45%の高賃金労働者による製造することを必要とします。

暫定実施ガイダンスは、高賃金労働となる固定平均時給額を示しており、米国では16米ドル、カナダでは20.91カナダドル、メキシコでは304.31メキシコペソとなっています。これらのレートは為替レートに紐付けられないことは明記されていますが、インフレをどう考慮するかについての方法の記載は現状ありません。

暫定実施ガイダンスには、直接生産に含まれる工程の種類も記載されています。これは、一般的な組立ての意味を超えて拡張されており、部品検査、品質管理、防護服の着用、および直接のサービス、およびラインの清掃を含みます。さらに、ガイダンスは従業員の時給ベースの賃金率を確立しており、福利厚生、奨励金と賞与を除外しますが、残業代は含みません。暫定ガイダンスは、LVCの計算に関する期間の選択肢にも言及しており、四半期ごと、前暦年、および平均による計算などが含まれます。

▶ 鉄鋼とアルミニウムの購入要件

USMCAは、購入する鉄鋼とアルミニウムの70%が協定国の原産でなければならないとする要件を定めています。ガイダンスには、この要件の対象となる製品を指定するためのHSコードのリストが含まれます。これには、シャーシを形成する主要なスタンピングの鉄鋼とアルミニウムが含まれます。

▶ コアパーツ要件

協定により、自動車のコアパーツ要件が追加され、コアパーツと見なされたアイテムは、より高い域内原産割合(RVC)の対象となります。ガイダンスには、これらの引き上げられた基準の対象となるコア部品のHSコード(6桁)を掲載しています。

USMCAの導入によりもたらされる変更が広範であること、また現在コロナ新型コロナウイルス(COVID-19)に対処するため医療機器の製造に生産をシフトする取り組みのために、自動車メーカーは2021年1月まで自動車についての適用実施の延期を求めてきました。自動車についての実施延期が今後承認される可能性はありますが、自動車メーカーと幅広い業界利害関係者は、提供された情報を確認し、7月の実施に備えておく必要があります。

暫定実施ガイダンスとは関係なく、米国通商代表部(以下、「USTR」)は、申請者(たとえば、乗用車および小型トラックの北米生産者)がUSMCAの原産地規則³に準拠するための代替経過措置制度適用を申請できるようにするガイドラインを独自に提供しています。

USMCAの第4章⁴の自動車に関する附属書に記載された標準経過措置により、特定の乗用車および小型トラックの輸入者には、公開された要件を満たすことに3年間の猶予があります。

連邦官報通知2020-08405は、4月21日に代替経過措置制度の具体的な要件を公表しました。代替経過措置制度では、認定輸入者は要件を満たすために追加の2年(3年に代わり5年となる)が与えられ、自動車については異なるRVCおよびLVC閾値となります。申請するためには、自動車生産者は2020年7月1日までに代替経過措置計画の草案と申請書を、2020年8月31日までに最終的な代替経過措置計画を提出する必要があります。

企業に求められる対策

企業は、USMCAによる変更が事業に与える影響を評価し、必要となると想定される手続き変更を実施するための計画を策定し、USMCA発効に向けて準備を進める必要があります。特に自動車および繊維産業にとっては、発表された原産地規則の変更により、既存の恩典の享受がより厳しくなります。さらに、企業はUSMCAに基づいて新しい恩典を享受できる可能性についても検討する必要があります。eコマースや化学製品を取り扱う企業にとっては、eコマースの僅少規定の閾値の引き上げ、化学製品の原産地規則の簡素化など、新しい規定の恩恵を受ける可能性があります。

NAFTAに基づく現在のメリットを包括的に理解することは、新しい協定発効のリスク要因を評価するために不可欠となります。税関当局から入手可能なデータを使用することにより、影響の度合いを割り出すことができます。

企業は、新たに求められる要件を満たし、USMCAの条項の下で商品の原産性を維持するために、調達先やサプライチェーンなどの変更の要否を評価する必要があります。

多くの製品は、域内原産割合における要件の強化に直面していますが、自動車業界におけるトレーシング規定の撤廃など、他の製品についてはルールの緩和を期待できます。影響の分析にあたっては、業界固有の影響を理解することが不可欠です。

企業が早急に検討すべき対策は、以下が含まれます。

- ▶ 暫定実施ガイダンスを詳細に読み、分析を開始すること
 - ▶ 該当する原産地規則、既存の規則が現在どのように充足されているか、そしてUSMCAの下でどのように変更されるか
 - ▶ 暫定ガイダンスに従って、暫定的なLVCおよび鉄鋼とアルミニウムの割合ガイダンス(特に自動車業界)
 - ▶ USMCA要件における、将来のコンプライアンスを保証するための新しい原産地証明と記録保持義務、およびこれらを貿易関係の他の関係者(顧客、サプライヤーなど)に伝達するための準備
- ▶ カナダ、メキシコ、米国の関連する貿易データの収集
- ▶ 提案された変更の影響を(製品ごとに)モデル化し、解決策を検討。たとえば、
 - ▶ より厳格な関税分類変更基準またはRVC要件に対応するために、非原産材料を他の材料と置き換える必要があるか
 - ▶ 提示されたRVCの閾値を充足しているか
 - ▶ 原産地基準を充足するために、自己生産した中間材料に係る規定など、特別な規定を利用する必要があるか
- ▶ 税関当局による検認の増加の対策を準備すること
- ▶ 北米の乗用車および小型トラックの生産者は、7月1日の発効までに新しい原産地規則(ROO)を満たす能力を有しているかを評価する必要があり、USMCAの原産地規則の遵守のため代替経過措置制度適用の申請を検討することも考慮に入れる必要があります。

巻末注

- [USMCA Interim Implementation Instructions.](#)
- [CSMS #42429822- US-Mexico-Canada Agreement \(USMCA\) Interim Implementation Instructions.](#)
- [Federal Register Notice 2020-08405 - Procedures for the Submission of Petitions by North American Producers of Passenger Vehicles or Light Trucks To Use the Alternative Staging Regime for the USMCA Rules of Origin for Automotive Goods.](#)
- 2019年12月13日公表のUSMCA条文を参照ください。
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement>.

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 - 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200521

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp